

令和4年度

**第16期第14回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和4年5月24日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和4年5月24日(火) 午前10時から10時25分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 2 議案2 宝石さんごの採捕に関する委員会指示について
- 3 その他 (1) 区画漁業権(真珠母貝養殖漁業及び真珠漁業)の一斉切替えに関するヒアリングの実施について
(2) 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について
(3) 次回の委員会日程について

出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子
斜体字: Web出席

欠席委員

なし

事務局

事務局長 林 茂 幸
主幹 増田 健
主査 葛西 学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)
(漁業調整班)
係長 程川和宏

傍聴者

なし

計 19 名

○浅井会長

それでは、ただいまから第14回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数15名中、Webによる出席を含め出席委員が15名全員ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づき議事録署名者として、藤原委員と木村妙子委員にお願いいたします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議案1「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料1をご覧ください。

1-1ページにありますように、このことについて、令和4年5月11日付け農林水第24-4046号で三重県知事から協議を受けています。

三重県漁業調整規則第12条第3項及び第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は小型機船底びき網漁業の取扱いに関する協議です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（程川係長）

1-2ページの改正理由書をご覧ください。改正の内容は、伊勢湾漁業協同組合が管理する三重共第9号共同漁業権漁場内において、当該漁協からの要望を受け、イワガキを漁獲するかきけた網漁業を新たに営むことができるように、漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の別紙、1小型機船底びき網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱いの制限措置及び許可の有効期間の設定を一部改正することについて、意見を伺うものです。

1-3ページの諮問事項をご覧ください。意見を伺う内容は2点あります。一つ目は、知事は新規の許可又は起業の認可を行う場合は、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定める必要があります。今回、新たにかきけた網漁業について公示する制限措置を定めることから、その理由及び内容についてご意見を伺うものです。

二つ目は、許可の有効期間を県漁業調整規則第16条第1項に定められた許可の有効期間である3年よりも短い期間で設定する必要がある、同条第2項に基づき意見を伺うものです。

1－4 ページ以降が取扱方針であり、改正する部分をご説明します。1－10 ページ「小型機船底びき網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」の1 取扱方針第6 に定める、規則第16 条に規定する許可の有効期間に(2) かきけた網漁業を新たに設け、許可の期間を令和4年7月1日から令和4年8月31日までの2ヶ月としたいと考えています。また、かきけた網漁業を(2)として新たに設けたことから、「上記以外の漁業種類」が(2)から(3)に繰り下がりましたが、有効期間に変更はありません。

公示すべき内容である制限措置の1－12 ページをご覧ください。下線部分が新たに設定する内容です。漁業種類及び地方名称は、手繰第3種漁業かきけた網漁業、操業区域は、三重共第9号共同漁業権漁場内、漁業時期は、7月1日から8月31日まで、推進機関の馬力数は、260kW(調60)以内の範囲内において許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数、総トン数は、10 トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数、隻数は、定めず、漁業を営む者の資格は、三重共第9号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者、とします。伊勢湾漁協には、既になまこ・かきけた網漁業があり、漁業の時期が異なる以外は、基本的には同じ内容にしたいと考えています。

1－14 ページの許可の条件は、下線部分が今回の改正内容で、漁業種類及び地方名称は、手繰第3種漁業かきけた網漁業、漁業を営む者の資格は、三重共第9号第一種共同漁業権行使規則第2条に規定する同漁業権の内容たる漁業を営む権利を有する者、操業区域の条件並びにその他は、定めずとします。これについても、伊勢湾漁協に既に許可をされているなまこ・かきけた網漁業と同内容にしたいと考えています。

1－2 ページの2. 改正の理由は、伊勢湾漁業協同組合が管理する三重共第9号共同漁業権漁場内においては、現在、小型機船底びき網漁業として周年操業が可能な貝けた網漁業及び、12月から3月を操業時期とするなまこ・かきけた網漁業の2種類が営まれています。しかしながら、小型機船底びき網漁業に関して、当該漁場ではアサリ等の貝類及びナマコの資源量が激減しており、これら漁業の漁獲の中心はイワガキになっている状況です。漁獲の中心になっているイワガキですが、養殖マガキと競合する1月から2月は単価が安いいため漁獲を控えており、単価が回復する3月にしか漁獲をしていない状況にあります。このため、漁業収入があまり上がらず経営が苦しい状況にあります。一方で、地区の仲買人からは、イワガキの需要が増加する夏場に出荷の要望があり、また、その時期であれば3月に漁獲するよりも単価の向上が見込まれることから、夏場にイワガキを漁獲出荷することで漁業者の所得向上、経営維持につながるものと考えられます。そのため、取扱方針を改正することにより、「かきけた網漁業」を設定することといたしたいと考えています。なお、イワガキの資源量については、直近の3年間の漁獲量は安定しており、許可がなされた後には漁獲制限等による資源管理を行うことから、資源量への重大な影響はないものと考えています。また、漁場を利用する漁業者間の調整はとれていることから、漁業調整上の問題は生じないと思われまます。なお、許可の有効期間に関しては、新たな許可であるため、漁獲時期終了後の資源状況等を確認する必要があることから、令和4年7月1日から8月31日の2ヶ月の許可といたしたいと考えています。

説明は以上です。

ご審議よろしく申し上げます。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○古丸委員

1－2 ページに「イワガキの直近3年間の漁獲量は安定しており」とありますが、具体的な数字をできれば出してください。安定しているか否かは、人によって判断が違うと思います。また、「資源への重大な影響はないものと考えられる」とありますが、これは少し根拠が乏しいと思います。毎年何トン獲れてというのは、この辺まで獲れるだろうと、そういう管理をするならわかるけど、これだと誰が何で影響がないのかと判断しているのか私にはわかりません。そういうことをはっきりさせたうえで説明するのが筋ではないかと思えます。

○浅井会長

貴重なご意見ありがとうございました。私もそのとおりでと思います。やはり漁獲量が何トンか書いてもらわないと判断に困ります。

これに対して何か説明ありませんか。

○水産資源管理課（程川係長）

漁協からは具体的な重量ではなく、個数でデータをいただいています。ここ3年間は3月のみしか漁獲はしてないものの毎年1万5千個程獲れていると聞いています。

○浅井会長

ありがとうございます。先生それでよろしいですか。

○掛橋委員

この小型機船底びき網（かきけた網）漁業とは、どのような漁法か教えていただきたい。

○水産資源管理課（程川係長）

基本的にはなまこ・かきけた網漁業と同じで、けた（桁）をひく漁業です。

○矢田職務代理

鉄のまぐわ（桁）をひく底びき網漁業です。

○掛橋委員

イワガキはどういう場所に生息しているのですか。熊野灘周辺では岩場に付着しているのをはがす感覚があります。桁で岩場をかいてくるんですか。

○矢田職務代理

伊勢湾では海底の石に付着しています。

○水産資源管理課（程川係長）

少し大きめの石がある海底から、石ごと漁獲してくる漁法です。

○矢田職務代理

まぐわそのものは重量が 200 kg 位あります。その桁に袋をつけて、船でひきます。底びき網漁業に用いる漁船の推進機関の馬力数は制限されています。底びき網漁業は自身の地区でも営まれています。

○浅井会長

ありがとうございました。

他にありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅井会長

それでは、議案 1 については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案 1 については県原案どおりとされたい旨回答することとします。

続きまして、議案 2 「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 2 をご覧ください。

この宝石さんごの採捕に関する委員会指示は、平成 27 年 7 月 1 日から毎年発動しているものですが、継続して発動するかどうかについてご審議をお願いするものです。

2-1 ページと 2-2 ページをご覧ください。左が改正案、右が現行の指示です。今回の変更箇所は告示番号、告示日、有効期間です。内容についての変更はございません。告示番号は第 3 号、告示日は 6 月 7 日（火）を予定しています。有効期間は令和 4 年 7 月 1 日から 1 年間です。

2-3 ページと 2-4 ページの事務取扱要領をご覧ください。左が変更案、右が現行要領です。制定年月日と有効期間のみの変更となり、様式に変更はありません。

なお、平成 27 年から本日まで承認申請及び承認実績はありません。

説明は以上です。

ご審議よろしくお願ひします。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○永富委員

宝石さんごは三重県ではどのあたりに生息するのですか。

○事務局（増田主幹）

紀伊半島の南部海域と聞いています。三重県海域に県外や国外から獲りにくる可能性があり、この指示が発動されたものです。

○永富委員

和歌山県での漁獲はよく聞きましたが、三重県の話は初めてでした。よくわかりました。

○浅井会長

ほかにご意見ございませんか。

○委員

（意見なし）

○浅井会長

それでは、議案2については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案2については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、その他事項1「区画漁業権（真珠母貝養殖漁業及び真珠漁業）の一斉切替えに関するヒアリングの実施について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。

前回委員会にてご相談しました区画漁業権（真珠母貝養殖漁業及び真珠漁業）の一斉切替えに関するヒアリングへの立会委員について、真珠小委員会の構成員の皆様を中心にご都合を確認させていただき、3-1ページのとおりになりました。出席いただく委員の皆様にはご負担をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項2「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料4をご覧ください。

4-1 ページのとおり前回委員会で説明しました全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第58回）については、当初通常開催として会長に出席いただく予定でしたが、書面開催へと切替えになりました。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項3「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回委員会

6月21日（火） 10時から 三重県勤労者福祉会館2階 第2会議室

議題（案）

三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について（まさば・ごまさば）

三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）

○浅井会長

ありがとうございました。これを持ちまして委員会を閉会いたします。